

検疫法施行規則

昭和26年12月29日厚生省令第53号

改正：令和 2年 2月13日厚生労働省令第16号（新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 2月14日	
<p>(仮検疫済証の様式等)</p> <p>第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検疫済証は、別記様式第四による。</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間</p> <p>二 ジカウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間</p> <p>四 チクングニア熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>五 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間</p> <p>六 デング熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間</p>	<p>(仮検疫済証の様式等)</p> <p>第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検疫済証は、別記様式第四による。</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間</p> <p>二 ジカウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>◆削除◆</p> <p>三 チクングニア熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>四 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間</p> <p>五 デング熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間</p> <p>六 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間</p> <p>七 マラリアの病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間</p>

<p>七 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間</p> <p>八 マラリアの病原体に感染したおそれのある者があるときは、六百七十二時間</p> <p>九 検疫を行うに当たり、船舶又は航空機について検疫感染症の病原体の有無に関する検査がなお継続中であるときは、当該検査の結果が判明するまでの時間</p>	<p>る者があるときは、六百七十二時間</p> <p>八 検疫を行うに当たり、船舶又は航空機について検疫感染症の病原体の有無に関する検査がなお継続中であるときは、当該検査の結果が判明するまでの時間</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 2月13日 厚生労働省 令 第16号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 2月14日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・二・一三厚労令一六）抄</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 2月13日 厚生労働省 令 第16号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 2月14日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日の翌日〔令和二年二月一四日〕から施行する。</p>
